

業務委託仕様書

1 業務の名称

不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス検査業務

2 業務の目的

不安を抱える妊婦が希望する場合に、分娩前の新型コロナウイルス検査（以下「検査」という。）を実施することで、当該不安の解消を図る。

3 業務の実施期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

4 業務の内容

次により検査を行うこと。

(1) 検査の対象妊婦

・ 次の全てを満たす妊婦を対象とすること。

ア 住所地（住民票のある場所）が県内（宮崎市内を除く。以下同じ。）にある者、若しくは住所地が県外にある者で、県内の産科医療機関で分娩するため県内の実家等に在住している者、又はこれらに準ずるものとして知事が認める者であること

イ 発熱などの感染を疑う症状がないこと

ウ うつ状態にある等の不安を抱える者又は基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧症、心血管疾患等）を有する者であること

エ 検査に係る事前説明を受けた上で、検査を希望する者であること

本事業による検査は、他の自治体で実施する同等の事業による検査も含め、一人当たり1回を限度とすること。

発熱など症状のある場合や、無症状であっても診療上検査が必要と医師が判断した場合は、行政検査ないし保険適用による検査によること。

(2) 検査の実施時期

原則として、分娩予定日の概ね2週間以内に検査を行うこと。ただし、早産リスク等の事情により、医師の判断で検査を早めることは差し支えない。

(3) 検査に係る他の受診患者との分離

検査にあたっては、検査を希望する妊婦に不安を与えないよう、他の受診患者と空間的又は時間的な分離を行うこと。

(4) 検査を希望する妊婦への検査前説明

検査を希望する妊婦本人に対し、検査前に、別添様式1「検査説明書」により、以下の点について丁寧な説明を行うこと。

ア 検査は、妊婦が希望する場合に任意で行われるものであること。ただし、例えば陣痛が発来しているなど、その時点の妊婦の状態によっては、医師の判断により新型コロナウイルス感染症の検査よりも必要とされる処置が優先される可能性があること

イ 検査の性質上、偽陽性、偽陰性が一定の確率で起こりうること

ウ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により原則入院になるなど生活が制限される可能性があること

エ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により分娩場所が変更となることや、計画分娩や帝王切開等での分娩となる可能性があること

オ 検査結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により分娩後の一定期間、母子分離等となる可能性があること

カ 新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦は、希望により継続的なケア支援が提供されること

(5) 検査申込書の受理、写しの交付及び保管

上記(4)による検査前説明後、妊婦本人に受検意思を確認し、当該意思がある場合は、妊婦に別添様式2「検査申込書」の提出を依頼すること。

検査申込書受理後、これを複写し、妊婦に交付するとともに、原本を一定期間保管すること。

(6) 検査方法

唾液、喀痰若しくは鼻咽頭ぬぐい液を検体としたPCR検査又は抗原(定量)検査により行うこと。

簡易キットによる抗原(定性)検査は、本事業による検査の対象外であるので、留意すること。

(7) 検体の採取、梱包及び搬送の方法

検体の採取並びに検査を検査機関に依頼する場合における検体の梱包及び搬送については、「2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」(国立感染症研究所作成)及び実施主体が別に定める資料に基づき、行うこと。

(8) 検査結果の通知等

検査結果が判明次第、妊婦本人へ検査結果を通知すること。

(9) 検査料

検査に係る検査料(受検した妊婦の自己負担額)は無料とすること。

(10) 実施報告書の提出

委託業務に係る検査を実施した場合、月毎に実施件数及び検査を受けた妊婦の氏名等の情報をまとめ、翌月10日までに、別添様式3により報告すること。